

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和8年 第3回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和8年1月26日(月) 午前 9時50分 開会 午前10時40分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 高橋委員長、佐藤委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、穴戸事務局次長、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶  (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について 議案第5号 条例制定請求に係る署名簿の審査について  (3) 審議結果 ・議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。 ・議案第5号は提出のあった署名簿の一部の審査を行った。  (4) その他
会 議 資 料	令和8年第3回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 ( <input type="checkbox"/> 全文筆記      ■要点筆記 ) <input type="checkbox"/> 無
備 考	

## 令和8年 第3回選挙管理委員会会議録

会議日時	令和8年1月26日(月) 午前 9時50分開始 午前10時40分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出席委員 の氏名	高橋直司 佐藤敏正 西原沙智恵 近藤優子	委員会に 参与した 書記等の 氏名	坂本事務局長 宍戸事務局長 榎本書記
欠席委員 の氏名	無し		
付 議 事 件	議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について 議案第5号 条例制定請求に係る署名簿の審査について		
議 事 の 経 過			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。</li> <li>・議案第5号は、提出のあった署名簿の審査を行い、自署したと認めがたく意見聴取が必要な署名者を明確にし、継続審査とした。</li> </ul>			

令和 8 年

## 第 3 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 8 年 1 月 2 6 日 (月)  
午前 1 0 時 0 0 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階 中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について	5
議案第 5 号	条例制定請求に係る署名簿の審査について	6

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	22人	男	10人
				女	12人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	13人	男	4人
				女	9人

計 35人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和8年1月26日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 高橋直司

議案第2号

選挙人名簿の登録（選挙時登録）について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時登録日（令和8年1月26日）に次の者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録する。

記

1 転入者	16人	男	12人
		女	4人
2 新有権者	10人	男	1人
		女	9人

計 26人

登録者氏名 別冊のとおり

令和8年1月26日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 高橋直司

## 議案第3号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和8年1月26日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

### 記

別紙のとおり

令和8年1月26日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 高橋直司

### 参 考

#### 地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

#### 市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年 月 日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- |   |                     |        |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 133人   |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 1,108人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 2,216人 |

## 議案第4号

### 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を湧別町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、湧別町選挙人名簿から抹消する。

### 記

転出後4箇月経過予定者（公職選挙法第28条第2号）	8人	男	3人
		女	5人

抹消予定者氏名 別冊のとおり

令和8年1月26日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 高橋直司

### 理由

他の市町村へ転出後4箇月が経過した者については、4箇月経過後において選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うのが原則であるが、告示日の翌日から選挙の期日までの間に4箇月が経過する者については、期日前投票所又は投票所の投票開始時刻前に毎日委員会を開催し、抹消の議決を行わなければならないことになるため、総務省通達に基づき、未だ4箇月を経過していない者について、4箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うものであり、当該議決の効果は、当該4箇月を経過するに至ったときに生じるものである。

議案第5号

条例制定請求に係る署名簿の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第1項の規定に基づく条例制定請求に係る署名簿の提出があったので、同項の規定により別紙のとおり審査するものとする。

令和8年1月26日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 高橋直司

○今後の各種会議日程について

**令和8年 第4回選挙管理委員会**

- (1) 開催日時 令和8年1月27日(火) 午後5時15分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序の決定について

**令和8年 第5回選挙管理委員会**

- (1) 開催日時 令和8年2月5日(木) 午後5時15分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 衆議院議員総選挙等における開票立会人の決定について  
※開票立会人が10名を超えない場合は開催しません。

・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

投開票日 令和8年2月8日(日) ※文化センターTOM大ホール 10時集合